

## 江戸川区街づくり推進コンサルタント派遣要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区民及び地権者等がまとまって自主的に街づくりを進めようとする場合、区が専門家（以下「コンサルタント」という。）を講師として派遣し、その活動を援助することにより、地区の生活環境の改善、都市機能の更新及び土地の合理的な活用を図り、安全かつ快適で活力ある街づくりに寄与することを目的とする。

### (派遣対象)

第2条 区長は、区民及び地権者等が街づくりを目的として団体を結成し、研究又は講演会を開催しようとする場合、講師としてコンサルタントを派遣する。

2 講師の派遣は、1団体につき原則として4回を限度とする。

### (申請手続き)

第3条 講師派遣を申請しようとする団体は、代表者を定め、第1号様式による街づくり推進コンサルタント派遣申請書に名簿を添付して提出する。

2 前項の申請は、随時受け付けるものとする。

### (申請の審査・承認)

第4条 区長は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定のうえ、第2号様式による街づくり推進コンサルタント派遣決定通知書により団体に通知するものとする。

### (費用の負担)

第5条 区は、講師派遣に要する経費について負担する。

### (実績報告書)

第6条 講師派遣を受けた団体は、講師と連名で第3号様式による街づくり推進コンサルタント派遣実績報告書を全日程終了後7日以内に区長に提出するものとする。

### 付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。